

市有財産（車両）売買契約書

売渡人 帯広市（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、市有財産（車両）について、次のとおり売買契約を締結する。

（売買物件）

第1条 甲は、その所有する次の物件（以下「売買物件」という。）を現状有姿のまま乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

物件番号	物 件 名

※物件詳細は別紙のとおり

（売買代金）

第2条 売買代金は、金 〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額〇〇, 〇〇〇円）とする。

2 前項の売買代金は、リサイクル料金 金 〇〇, 〇〇〇円 を含む金額である。

（契約保証金）

第3条 乙は、当該契約の締結までに、契約保証金として、金 〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 を甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

2 第1項の契約保証金のうち、金 〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 は入札保証金により充当する。

3 乙は、契約保証金として、第2項に定める入札保証金の額を除いた 金 〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 を甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

4 第1項の契約保証金には利息を付さない。

5 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当する。

6 甲は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を甲に帰属させるものとする。

（売買代金の支払い）

第4条 乙は、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金の額を除いた 金 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 を、甲の発行する納入通知書により令和7年〇月〇日までに支払わなければならない。

※契約保証金の納付を免除する場合

第3条 帯広市契約規則第29条第3項の規定により、契約保証金の納付を免除する。

第4条 乙は、第2条の定める売買代金を、甲の発行する納入通知書により、令和7年〇月〇日までに支払わなければならない。

(売買物件の所有権移転)

第5条 売買物件の所有権は、乙が第2条に定める売買代金の支払いを完了したときに、甲から乙に移転する。

(売買物件の引渡し及び搬出)

第6条 売買物件の引渡しは、前条の規定により売買物件の所有権が移転した後、令和7年9月1日までの両者の定める日に行うものとする。

- 2 乙は、第1項の定める日に帯広市道路車両センター資材置場（帯広市南町南6線61番7）において、搬出を行うものとする。
- 3 乙は、契約書に定めのない細部の事項については甲の指示を受けるものとする。
- 4 乙は、第1項の引渡しを受けたときは、速やかに受渡書を甲に提出するものとする。
- 5 売買物件の搬出は、契約管財課職員が立会いのもと行うものとする。
- 6 乙は、天災地変その他やむを得ない理由により第1項の期限までに売買物件を搬出することができないときは、遅延なくその理由を付して甲の承認を受けなければならない。

(危険負担)

第7条 本物件の引渡し前に、甲・乙いずれの責にも帰することのできない事由により本物件が滅失したときは、本契約は当然に解除されたものとみなし、甲は受領済みの代金その他本契約に基づき受領した一切の金員を、無利息で乙に返還するものとする。

- 2 乙は、本物件が前項の事由により毀損した場合で、毀損の程度が著しく本契約の目的を達し得ないときは、本契約を解除することができる。
- 3 乙が正当な理由なく本物件の受領を遅滞したときは、当該遅滞期間中に生じた本物件の滅失・毀損の危険は乙が負担する。

(契約不適合責任)

第8条 乙は、この契約締結後、引き渡された売買物件に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを発見しても、履行の追完請求、売買代金の減額、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの催告をしないで、本契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 第4条に指定する期限までに売買代金を納付しないとき。
- (2) 第6条第1項に指定する期限までに売買物件の引取りをしないとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2号に規定する暴力団員、若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体に該当すると認められたとき。

(市章等の消去)

第10条 乙は、車両に塗装された市章や「帯広市」の文字、その他イラスト等がある場合、引渡し後直ちに消去し、赤色灯（カバー）、黄色回転灯等がある場合、緊急車両及び道路維持作業用自動車として利用する場合を除き、引渡し後直ちに撤去し、消去及び撤去した状態が把握できる写真等を令和7年9月30日までに甲に提出しなければならない。

- 2 消去前の車両は、引渡し時を除き公道を自走させてはならない。
- 3 第1項に要する費用は、乙の負担とする。

(契約の費用)

第11条 この契約に要する費用は、一切乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第12条 この契約について訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(法令の遵守)

第13条 乙は、この契約に定めるもののほか、帯広市契約規則その他の法令を遵守しなければならない。

(疑義等の決定)

第14条 この契約に関して疑義あるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定する。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲乙両記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地
帯広市
帯広市長 米沢 則寿 印

乙 ○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○ 印

契約締結時には、インボイス制度に基づく適格請求書を発行いたします。契約書及び適格請求書の様式については指定の形式となっており、変更することができませんので、あらかじめご了承ください。